

国際刑事立法対策

2014.1.1

No.20

ニュース

編集責任：国際刑事立法対策委員会

FATF 法律家が関与した マネー・ローンダリングの事例を 公表

—業務に活用を— 国際刑事立法対策委員会事務局長 片山 達(第二東京弁護士会)

Financial Action Task Force (金融活動作業部会・FATF) は、世界のマネー・ローンダリング対策を立案し、実行する国際機関である。これまで、マネー・ローンダリング又はテロ資金の類型・手口を研究し、マネー・ローンダリングに脆弱な状況を調査分析し、その結果を公表してきた。

FATFは、2012年に、世界各国の政府及び弁護士会に呼びかけ、法律専門家が関わるマネー・ローンダリングの事例を収集した。この度、その結果が取りまとめられ、FATFのホームページで公開された。世界28か国において過去5年間に法律家が関与した123件の事例が報告されており、日本からも行政書士が関与した事例が1件ある。*これは非対面のインターネットで多数の会社の設立の依頼を受けた事例

で、これらのペーパーカンパニーが闇金融の犯罪収益の移転に用いられていた。なお、日本の弁護士が関与した事例は報告されていない。

123件の内容を検討すると、法律家が故意にマネー・ローンダリングに関与した事例が相当数含まれている。マネー・ローンダリングに故意に関与することは、それ自体が犯罪である。法律家であっても刑事処罰の対象となるのは当然のことである。当連合会の会員は、会規により、依頼者の本人特定事項を確認し、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものではないか慎重に検討している。我々が知りたいのは、犯罪に手を染めた弁護士の例ではなく、弁護士が知らないうちにマネー・ローンダリングに巻き込まれるリスクである。山岸会長は、FATF事務

局に対して、2013年6月4日に書簡を送付し、本報告書において、そのようなリスクの分析がなされていないのは遺憾、との意見を表明した。本報告書では、123件の事例を分析し、それらに共通する要素を Red Flag Indicator (注意信号) として抽出している。これは弁護士がマネー・ローンダリングに巻き込まれる危険を事前に察知するために有益な情報と考えられる。当連合会では、報告された事例と注意すべき要素の分析とを和訳し、会員の参考に供することを予定している。翻訳が完成次第、会員専用ホームページに掲載予定であるので、業務の参考として活用されたい。

※<http://www.fatf-gafi.org/topics/methodsandtrends/documents/mltf-vulnerabilities-legal-professionals.html>

警察庁
による

マネー・ローンダリング対策等 に関する懇談会について

委員長 山下 幸夫(東京弁護士会)

日本政府は、FATFの第3次「40の勧告」について相互審査のフォローアップを続けているが、FATFからは、特に顧客管理措置についての対応が不十分であるとして対策を強く求められている。

2013年8月には、FATFのハイレベル使節団が来日した。その際、日本政府とどのようなやりとりがあったかについては明らかにされていないが、対策を強く求められたことが窺える。

このような状況の中で、警察庁は、有識者を集め

てマネー・ローンダリング対策等に関する懇談会を2013年6月12日から開催し、これまでに9月9日、10月16日及び11月5日に開催している。

議論の対象となっているのは、①関連する複数の取引が敷居値を超える場合、②写真付きでない証明書類による本人特定事項の確認、③法人顧客の代理人の権限移譲の確認、④実質的支配者を自然人まで遡る確認、⑤ PEPs (外国の重要な公的地位にある者) との取引におけるリスク軽減措置、⑥リスクの

低い分野の顧客・取引に対する顧客管理、⑦既存顧客に対する顧客管理、⑧リスク評価に応じたリスク・ベース・アプローチ、⑨リスクの高い分野の顧客・取引に対する厳格な顧客管理等であり、極めて多岐にわたっている。

上記懇談会において、年内には一定の結論を取りまとめ報告書を作成し、公表する予定である。併せて2014年の通常国会には、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正案が提出される見込みである。

顧客管理措置に関する改正部分が司法書士等の士業者にも及ぶ場合には、当連合会の「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程」及び同規則の改正を検討する必要があることから、我々としては懇談会の報告者や、国会に提出予定の改正案の動向を見極めた上で、慎重に検討する必要がある。

会員向け

マネー・ローンダリング対策 に関する勉強会

2013年9月9日開催 報告

委員 武本 夕香子(兵庫県弁護士会)

国際刑事立法対策委員会は、2013年9月9日、会員向け「マネー・ローンダリング対策に関する勉強会」を開催した。当日、弁護士会館(東京会場)で参加された方は19名であり、北は帯広から南は宮崎まで全国23か所の弁護士会とテレビ中継で繋ぎ、多数の会員及び法律事務所の事務局職員の方々に御参加いただいた。

第1部では、筆者から当連合会の「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程」及び同規則についての制定・改正に至る背景等について説明を行い、続いて渡部有紀委員(福岡県)に本人特定事項の確認が必要な取引や確認方法を丁寧に解説していただいた。

第2部では、具体的な設問について筆

者から簡単な解説を行い、参加者との間で議論をさせていただいた。

今回の勉強会では、弁護士がいかに関与した事例が相当数含まれている。マネー・ローンダリングに故意に関与することは、それ自体が犯罪である。法律家であっても刑事処罰の対象となるのは当然のことである。当連合会の会員は、会規により、依頼者の本人特定事項を確認し、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものではないか慎重に検討している。我々が知りたいのは、犯罪に手を染めた弁護士の例ではなく、弁護士が知らないうちにマネー・ローンダリングに巻き込まれるリスクである。山岸会長は、FATF事務

局に対して、2013年6月4日に書簡を送付し、本報告書において、そのようなリスクの分析がなされていないのは遺憾、との意見を表明した。本報告書では、123件の事例を分析し、それらに共通する要素を Red Flag Indicator (注意信号) として抽出している。これは弁護士がマネー・ローンダリングに巻き込まれる危険を事前に察知するために有益な情報と考えられる。当連合会では、報告された事例と注意すべき要素の分析とを和訳し、会員の参考に供することを予定している。翻訳が完成次第、会員専用ホームページに掲載予定であるので、業務の参考として活用されたい。

また、当日議論された設問の解説は「自由と正義」(2014年3月号)にも掲載される予定であるので、そちらも御参照いただきたい。

コラプション(汚職・腐敗) に関する勉強会

2013年10月28日開催 報告

委員 村上 康聡(東京弁護士会)

国連アジア極東犯罪防止研修所(アジア研)の清野憲一(検事)次長(検事)を講師に招き「国連におけるコラプションに関するこれまでの経過と最近の状況」をテーマに勉強会を行った。

清野次長からは、2003年10月に国連で採択され、同年12月にメキシコで署名され、日本は2006年6月に国会承認したもののいまだ批准していない国連腐敗防止条約の内容、各国の腐敗防止の状況と、腐敗防止に向けたアジア研における研修の取組内容などについて御説明をいただき、同条約の批准の可能性、不正競争防止法における外国公務員等に対する贈賄防止の現状、コラプションについて弁護士会又は弁護士として取り組める事柄などについて御意見をいただいた。

出席者から多くの質問が出るなど、勉強会には有意義なものとなり、今後もコラプションに関するこの種の勉強会を続ける意義を強く感じた。